自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

１　貸付場所及び貸付面積

　　【施設名】島根県立産業交流会館

　　【所在地】松江市学園南1丁目2－1

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ｸﾞﾙｰﾌﾟ | 物件番号 | 貸付場所の位置 | 貸付面積 | 貸付場所の寸法等 | 販売商品 | 位置図№ |
| 幅 | 奥行 | 回収箱面積 |
| 1 | 1 | 1階西側 | 2.64㎡ | 1.50ｍ | 1.10ｍ | 0.99㎡ | 飲料(缶、PET等） | ① |
| 2 | 2 | 1階東側 | 1.80㎡ | 1.20ｍ | 1.00ｍ | 0.60㎡ | 飲料(紙コップ） | ② |
| 3 | 3 | 1階東側 | 1.98㎡ | 1.40ｍ | 1.10ｍ | 0.44㎡ | 飲料(缶、PET等） | ③ |
| 4 | 4 | 1階東側 | 1.98㎡ | 1.40ｍ | 1.10ｍ | 0.44㎡ | 飲料(缶、PET等） | ④ |
| 5 | 5 | 1階東側 | 1.98㎡ | 1.40ｍ | 1.10ｍ | 0.44㎡ | 飲料(缶、PET等） | ⑤ |
| 6 | 6 | 1階東側 | 1.98㎡ | 1.40ｍ | 1.10ｍ | 0.44㎡ | 飲料(缶、PET等） | ⑥ |
| 7 | 7 | 3階 | 2.48㎡ | 1.25ｍ | 1.60ｍ | 0.48㎡ | 飲料(缶、PET等） | ⑦ |
| 8 | 8 | 3階 | 2.48㎡ | 1.25ｍ | 1.60ｍ | 0.48㎡ | 飲料(缶、PET等） | ⑧ |
| 9 | 9 | 5階 | 1.60㎡ | 1.10ｍ | 1.00ｍ | 0.50㎡ | 飲料(缶、PET等） | ⑨ |
| 10 | 10 | 6階 | 1.60㎡ | 1.10ｍ | 1.00ｍ | 0.50㎡ | 飲料(缶、PET等） | ⑩ |

　　　※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

２　貸付期間

　　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（更新はしない。）

３　販売商品の種類等

（１）種類　缶・ペットボトル入り飲料、紙コップ式飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。

（２）価格　標準販売価格（定価）以下とする。

４　設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

（１）大きさ及びデザイン

　　①大きさ　幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「１　貸付場所及び貸　　　　　　付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ2000㎜以内とする。

　　②デザイン等

　　　a.　周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

　　　b. 物件番号1,6,7,10については、ユニバーサルデザイン（最上段の商品選択ボタン

 の低い位置への配置、高い位置の商品取出口など。)であること。

　　③その他、別記のとおり

（２）環境対策

　　①省エネ

　　　　可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「ＬＥＤ照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

　　②ノンフロン

　　　　可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

　　③その他、別記のとおり

（３）安全対策

　　①転倒防止

　　　「JIS B 8562-1996自動販売機－据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」（清　　　　涼飲料自販機協議会作成）を遵守し、転倒防止措置を講じること。

　　②食品衛生

　　　　衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

　　③防犯

　　　　偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

（４）自動販売機の設置及び管理運営

　　①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

　　②自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

　　③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

　　④自動販売機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。

　　　また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

　　⑤設置事業者は、商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、県（指定管理施設にあっては指定管理者）の指示に従うこと。

　　⑥施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

　　⑦【指定管理施設で特記仕様を定める場合】

　　　このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込みに先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。（応募の必要書類となる。）

５　貸付料

　　最高額の申込み価格とする。（消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額）

６　電気料等

（１）電気使用料

　　　電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、県が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

（２）水道使用料

　　　水道使用料は、子メーターにより計測した使用量に基づき、県が定めた行政財産の使

　　用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とする。

７　費用負担

（１）自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

（２）電気使用量、水道使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては県の指示に従うものとする。

８　貸付場所の返還

　　契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなければならない。

９　自動販売機設置に伴う事故

　　自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10　商品等の盗難及び破損

（１）貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、県はその責を負わない。

（２）設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11　販売実績の報告

　　設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度４月末日までに県に報告すること。

12　その他

　　設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

（別掲）

 【１月当たり電気使用料】

 （定格消費電力[kw]＋電熱装置定格消費電力[kw]）×0.25×365日×24時間

　　 ×電気料金単価÷12月（１円未満切り捨て）

 ※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。

　　　　　（R6.12月現在の算定単価は、30.2円）

　　　【別記】島根県立産業交流会館　特記仕様書

　　来館者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

１　清掃及び欠品の点検・補充頻度

清掃及び欠品の点検・補充は、少なくとも毎日１回行うこと。催し物の開催状況等により指定管理者の求めがある場合は、適宜１日２回以上行うこと。

２　空き缶等ゴミの回収方法

ゴミは、清掃及び欠品の点検・補充の都度回収すること。また、大規模な催し物が開催された日には当該催し物終了直後に回収すること。なお、各種催し物の予定表は、指定管理者から提供を受けること。

３　故障等トラブル発生時の対応

⑴　トラブル発生時の１次対応は、設置者自らの責任により５分以内に行うこと。

⑵　トラブル発生時の２次対応は、原則として発生当日に行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| １次対応 | 　トラブル（商品又は釣銭が出ない、 選択した商品と違う商品が出た等）が発生したときに、正しい金額の釣銭の返却その他利用者の苦情に対する対応等を行うことをいう。 |
| ２次対応 | 　トラブルの原因の確認、機器の修理等によりトラブルの原因を解消することをいう。 |

４　商品の種類

同じメーカーの商品に偏ることのないよう自動販売機の設置を行い、施設利用者のニーズに対応した商品の種類を揃えること。特に、季節を勘案して、ホット商品、コールド商品、清涼飲料水、コーヒー、その他飲料の選定を行うこと。

５　経費の支払方法

　　水道使用料及び電気使用料の支払方法については、指定管理者の指示によること。